

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminsyo@ybb.ne.jp

消費税
インボイス
中止

インボイス実施延期・中止を

令和3年3月1日～令和3年8月31日までの期間内において、連続する3か月の売上が令和元年同期の売上に対して、20%以上減少した下記の業種。

■対象者

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月1日から令和3年8月31日までの期間内において、連続する3か月の売上が令和元年同期の売上に対して、20パーセント以上減少した下記の業種。ただし、令和2年3月2日以降に起業した者にあつては、令和2年4月から令和3年2月までの連続する3か月の売上(ただし、期間が3か月に満たない場合は、その間の月平均の売上を3か月に換算した額)と比較。

A 農業、林業(法人格を有するものに限る)、B 漁業(法人格を有するものに限る)、D 建設業、E 製造業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、K 不動産業、物品賃貸業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育・学習支援業(中分類81学校教育に分類されるものを除く。)、R サービス業(他に分類されないもの)(中分類93から96までの政治・経済・文化団体、宗教等に分類されるものを除く。)

- (2) 町内に事業所又は店舗を有する事業者であつて、当該事業を継続する意思があるもの
- (3) 令和3年2月1日以前に起業し、当該事業を継続している者
- (4) 国の示す業種別ガイドラインに沿った感染防止対策に取り組んでいる又は取り組む意思がある者
- (5) 雇用者の給与、報酬等の未払又は遅延をしないことに同意する者
- (6) 町税等の滞納がない者
- (7) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない者

〔参考事例3〕

事業所の形態：個人経営(個人事業者)

雇用形態	雇用者数	積算基礎	助成金額の計算
個人経営		経営体1つにつき12万円	12万円
雇用保険被保険者	0名	雇用者1名につき8万円	0円
雇用保険被保険者以外の常用雇用者	0名	雇用者1名につき5万円	0円
家族労働者	1名	労働者1名につき4万円	1名×4万円=4万円
助成金額		12万円+4万円=16万円	

〔参考事例4〕

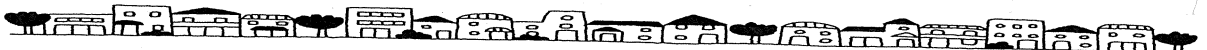
◎経営者のみで従業員等を雇用していない場合 経営体1つにつき12万円 助成金額12万円

■申請受付期間：令和3年10月1日～令和3年12月28日

申請に関するお問い合わせ先：四万十町役場にぎわい創出課 地場産業推進係

電話：0880-22-3281 FAX：0880-22-5040 E-mail: syoko-koyo-40010@shimanto.lg.jp

申請し営業を守ろう！ 12月28日まで
四万十町雇用労働継続支援助成金



お知らせ

戦争法廃止19日行動
12月18日(土)
16時から17時まで
夕暮れが早くなりま
したので、19日の直近の前
週の土曜日と変更してい
ます。
(2月までの予定です)



あわてないで！

インボイス制度

10月1日から登録開始

登録申請は急がず

検討することが大切

《期限は2023年3月末》

先週号に計算用紙を折込んでいます。(簡易課税)

消費税はいくら負担するのか自分で計算して、インボイスの実施を延期・中止させましょう!!